平成２１年（フ）第４３６号
山口県下関市宮田町２丁目７番31号
債務者　金當　政美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
山口県下関市宮田町２丁目７番31号
債務者　金當美奈子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７９６号
愛媛県松山市住吉１丁目２番２号
債務者　加嶋さち子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０９号
愛媛県松山市北斎院町1296番地２　津田ハイツ303号
債務者　井戸本満男
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９号
愛媛県松山市土橋町15番地８　亀田ビル602号
債務者　池田佳世子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
愛媛県松山市立花１丁目１番３号　第66杉フラット403号
債務者　沖田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
愛媛県松山市富久町210番地
債務者　豊田　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５号
愛媛県松山市山西町734番地
債務者　濵﨑　真央
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１１３号
愛媛県今治市北日吉町２丁目４番14号　プリムローズ北日吉Ｂ棟202号、旧住所愛媛県今治市北日吉町２丁目４番４号
債務者　水沼麻由美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１１４号
愛媛県今治市立花町４丁目１番25号　高田マンション201、旧住所愛媛県今治市室屋町６丁目４番15号
債務者　髙橋　美鈴
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県飯塚市鶴三緒1607番地９　今中アパート106号
債務者　岡村　雅男
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５号
福岡県飯塚市赤坂848番地13　市営赤坂住宅18号、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師１番地198
債務者　野村　智之
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第５３４号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀471番地６
債務者　岩﨑佐知子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
佐賀県佐賀市川副町大字犬井道334番地
債務者　山本　一己
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
佐賀県神埼市神埼町尾崎4206番地25
債務者　平尾　由香
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
佐賀県佐賀市若宮２丁目13番27号
債務者　髙橋　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目43番13号萩原ハイツ102号
債務者　蒲地　紘士
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係